

# 関係人口アドバイザー派遣事業実施要綱

## (目的)

第1条 本事業は、関係人口の受け入れや地域づくり、地域課題解決に関する専門的、実践的なノウハウや知識及び経験を有する者（以下「アドバイザー」という。）を地域団体等の要請に応じて当該団体に直接派遣し、具体的、実践的な事項に対して適切な指導、助言などを行うことにより、関係人口の受け入れを促進しつつ、持続可能な地域活動を支援することを目的とする。

## (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、公益財団法人ふるさと島根定住財団（以下「財団」という。）とする。

## (支援対象)

第3条 本事業により関係人口アドバイザーを派遣する対象者は、県内の地域活性化や地域課題の解決に取り組む県内のNPO法人、民間団体及びグループ（構成員5名以上の団体）、商業法人等とする。

2 前項に規定する者（以下「派遣対象者」という。）が実施する地域活性化活動や地域課題の解決に関する内容で、以下のいずれかに該当するものに限る。

- (1) 関係人口の受け入れ機運醸成につながるもの
- (2) 関係人口の受け入れ情報の取りまとめや可視化につながるもの
- (3) 関係人口を受け入れる活動に対する専門的なアドバイスに関するもの

## (実施事業)

第4条 本事業では、予算の範囲内で以下の事業を行う。

### (1) アドバイザーの派遣

理事長は、派遣対象者の要請に応じてアドバイザーを派遣し、具体的、実践的な指導や助言などを行う。ただし、一般的な講演会に類するものや内容が具体的な技術指導等と関係ないものは派遣の対象外とする。

### (2) その他

上記の他、本事業に必要な事業を行う。

## (アドバイザーの任務)

第5条 アドバイザーは、理事長の要請により、派遣対象者が必要とする事項に対して、具体的、実践的な指導、助言などを行う。

2 アドバイザーは、本事業上知り得た秘密を厳守すること。

## (派遣の申請)

第6条 派遣対象者が、本事業による支援を受けようとするときは、関係人口アドバイザー派遣申請書（様式第1号）および添付書類を理事長に提出するものとする。

## (派遣の決定)

第7条 理事長は、前条の申請があったときは、申請内容が本事業の趣旨に合致し、かつ、申請内容に適任なアドバイザーの派遣が可能と認められる場合に、派遣を決定し、決定通知書（様式第2号）により派遣対象者に通知するものとする。

2 前項の規定により、派遣が可能と認められない決定があった場合は、派遣非該当書（様式第2号の2）により派遣対象者に通知するものとする。

（派遣回数等）

第8条 アドバイザーの派遣は、1支援対象者につき当該年度内4回を限度とし、延べ16時間以内とする。

（実績報告）

第9条 派遣対象者は、指導、助言を受けた内容及びその実績を指導実績報告書（様式第3号）により、派遣終了後速やかに理事長に報告するものとする。

（経費の支出）

第10条 理事長は、前条の実績報告書を受理したときは、アドバイザーに対して規定の謝金及び旅費を支払うこととする。ただし、1回あたりの旅費は5万円を上限とする。

（委 任）

第11条 この要領に定めるもののほか、本事業の運用・解釈等については、必要の都度、理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。